

福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 小児・AYA世代のがん患者等に対して、がん治療に際して行う妊孕性（にんようせい）温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に係る費用を助成することにより、患者が将来に希望をもってがん治療に取り組めるよう支援するとともに、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的とする。

(実施方法)

第2条 この事業は、県が第3条の助成対象者に対して、及び第4条に規定する妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療について、第5条により算定される金額を助成することにより実施する。

(助成対象者)

第3条 妊孕性温存療法の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

一 福岡県内に住所を有する者

二 以下のいずれかの原疾患の治療を受ける者

- ① 「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療
- ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
- ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
- ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

三 第5条第1項第1号に定める対象となる妊孕性温存療法に係る治療の凍結保存時における年齢が43歳未満の者。

なお、胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とする。

四 第10条の規定により知事が指定した妊孕性温存療法の医療機関（以下「妊孕性温存療法指定医療機関」という。）において妊孕性温存療法を受けた者

五 申請を行う妊孕性温存治療について、他制度の助成を受けていない者

六 妊孕性温存療法指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者

ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。

なお、第2号の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。

七 妊孕性温存療法指定医療機関から妊孕性温存療法を受けること及び国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（以下「国実施要綱」という）」に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受け、本事業に参加することについての同意が得られた者

なお、対象者が未成年患者の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人による同意が得られた者

2 温存後生殖補助医療の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

一 福岡県内に住所を有する者

二 原則として、夫婦のいずれかが、第3条第1項を満たし、第5条第1項第1号に定める治療を受けた後に、第5条第2項第1号に定める対象となる治療を受けた場合であって、第5条第2項第1号に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とする）。

三 治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満（43歳以上について「国実施要綱」7（2）、7（6）及び7（7）（「国実施要綱」8－2及び9）に関するものは除く）は対象とするが、「国実施要綱」8－2及び9は当面对象としない。）である夫婦

四 第10条の規定により知事が指定した温存後生殖補助医療の医療機関（以下「温存後生殖補助医療指定医療機関」という。）において温存後生殖補助医療を受けた者

五 申請を行う温存後生殖補助医療について、他制度の助成を受けていない者

六 温存後生殖補助医療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者

七 温存後生殖補助医療指定医療機関から、温存後生殖補助医療を受けること及び「国実施要綱」に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受け、

本事業に参加することについての同意が得られた者

(助成対象となる費用)

第4条 本要綱による妊孕性温存療法の助成対象となる費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。
ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。
- 二 体調不良などにより医師の判断に基づき前項の妊孕性温存治療を中止した場合も助成の対象とする。

2 本要綱による温存後生殖補助医療の助成対象となる費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。
ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分、以下に係る生殖補助医療は対象外とする。
 - ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
 - ② 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
 - ③ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
 - ④ 夫、妻の両者が第3条に定める要件を満たし、ともに第5条第1項第1号に定める対象となる治療を受けた後に、第5条第2項第1号に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第5条第2項第1号の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。

(助成対象治療及び助成上限額)

第5条 妊孕性温存療法の治療毎の1回あたりの助成上限額については、下表のとおりとし、助成回数は、対象者一人に対して通算2回まで（異なる治療を受けた場合を含む。）とする。

対象となる治療	1 回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	3 5 万円
未受精卵子凍結に係る治療	2 0 万円
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	4 0 万円
精子凍結に係る治療	2 万 5 千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	3 5 万円

- 2 温存後生殖補助医療の治療毎の 1 回あたりの助成上限額については、下表のとおりとする。

対象となる治療	1 回あたりの助成上限額
前項の治療で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	1 0 万円
前項の治療で凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療	2 5 万円 ※ 1
前項の治療で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	3 0 万円 ※ 1 ～ 4
前項の治療で凍結した精子を用いた生殖補助医療	3 0 万円 ※ 1 ～ 4

※ 1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は 1 0 万円

※ 2 人工授精を実施する場合は 1 万円

※ 3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は 1 0 万円

※ 4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

- 3 前項の助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 4 0 歳未満である場合、通算 6 回（4 0 歳以上であるときは通算 3 回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠 1 2 週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

（助成の申請）

第 6 条 妊孕性温存療法の申請者は、妊孕性温存療法終了後、福岡県小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療費助成申請書（妊孕性温存療法分）（様式第 1－1 号）に以下の書類を添付して行うものとする。

- 一 福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療助成事業に係る証明書（様式第1－2号及び様式第1－4－1号、様式第1－4－2号）

※妊孕性温存療法指定医療機関の指導に基づき連携機関が妊孕性温存療法の一部を実施した場合は、福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業に係る領収金額内訳証明書（様式第1－3号）を添付する。

- 二 福岡県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票を提出する場合は個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの）

- 三 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号がわかるもの（写し）

- 四 胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、婚姻関係が確認できるもの

- ① 法律婚の場合

両人の戸籍謄本

- ② 事実婚の場合

以下a～cの書類

a 両人の戸籍謄本

b 両人の住民票（同一世帯でない場合は、cでその理由について記載すること。）

c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第1－5号）

- 2 温存後生殖補助医療の申請者は、温存後生殖補助医療終了後、福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成申請書（温存後生殖補助医療分）（様式第2－1号）に以下の書類を添付して行うものとする。

- 一 福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業に係る温存後生殖補助医療証明書（様式第2－2号）及び福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書（様式第1－4－1号及び様式第1－4－2号）

※温存後生殖補助医療指定医療機関の指導に基づき連携機関が温存後生殖補助医療の一部を実施した場合は、福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業に係る領収金額内訳証明書（様式第2－3号）を添付する。

- 二 福岡県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票を提出する場合は個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの）

- 三 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号がわかるもの（写し）

- 四 婚姻関係が確認できるもの

- ① 法律婚の場合

両人の戸籍謄本

- ② 事実婚の場合

以下a～cの書類

a 両人の戸籍謄本

b 両人の住民票(同一世帯でない場合は、c でその理由について記載すること。)

c 両人の事実婚関係に関する申立書(様式第2-4号)

- 3 同条第1項及び第2項の申請は、特段の事由がない限り、助成対象の妊孕性温存療法に係る費用又は温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内に行うものとする。ただし、妊孕性温存療法後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請できない場合は翌年度に行うことができる。

(助成金の支給)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、その内容について審査の上、助成金額を決定し、福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成金支給決定通知書(様式第3号)を速やかに申請者に送付するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

- 2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成金支給不承認通知書(様式第4号)を速やかに申請者に送付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 知事は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の取扱い等)

第9条 県並びに原疾患治療及び妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療に関わる医療機関は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するものとする。

(医療機関等の指定等)

第10条 知事は、「国実施要綱」5(2)に基づき、医療機関からの福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定申請書(様式第5-1号)による申請に対して、本事業の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の指定医療機関として指定を行い、福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定通知書(様式第5-2号)により当該医療機関へ通知する。

- 2 知事は指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定することができる。また他の都道府県知事が指定した医療機関を知事が指定したものみなす。
- 3 知事は、指定医療機関より福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関辞退届(様式第5-3号)による指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が「国実施要綱7」に定める要件を欠くに至ったとき、並びに指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

取り消した場合は、福岡県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定取消通知書（様式第5－4号）により当該医療機関へ通知する。

（事業の周知）

第11条 県並びに原疾患治療及び妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療に関わる医療機関は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。なお、令和元年度までの補助金は従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、妊孕性温存治療の終了日が施行日以降のものについて適用し、施行日前に終了した妊孕性温存治療費に対する助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、妊孕性温存療法における凍結保存日又は温存後生殖補助医療における治療期間の初日が施行日以降のものについて適用し、施行日前に終了した妊孕性温存治療費及び温存後生殖補助医療費に対する助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。